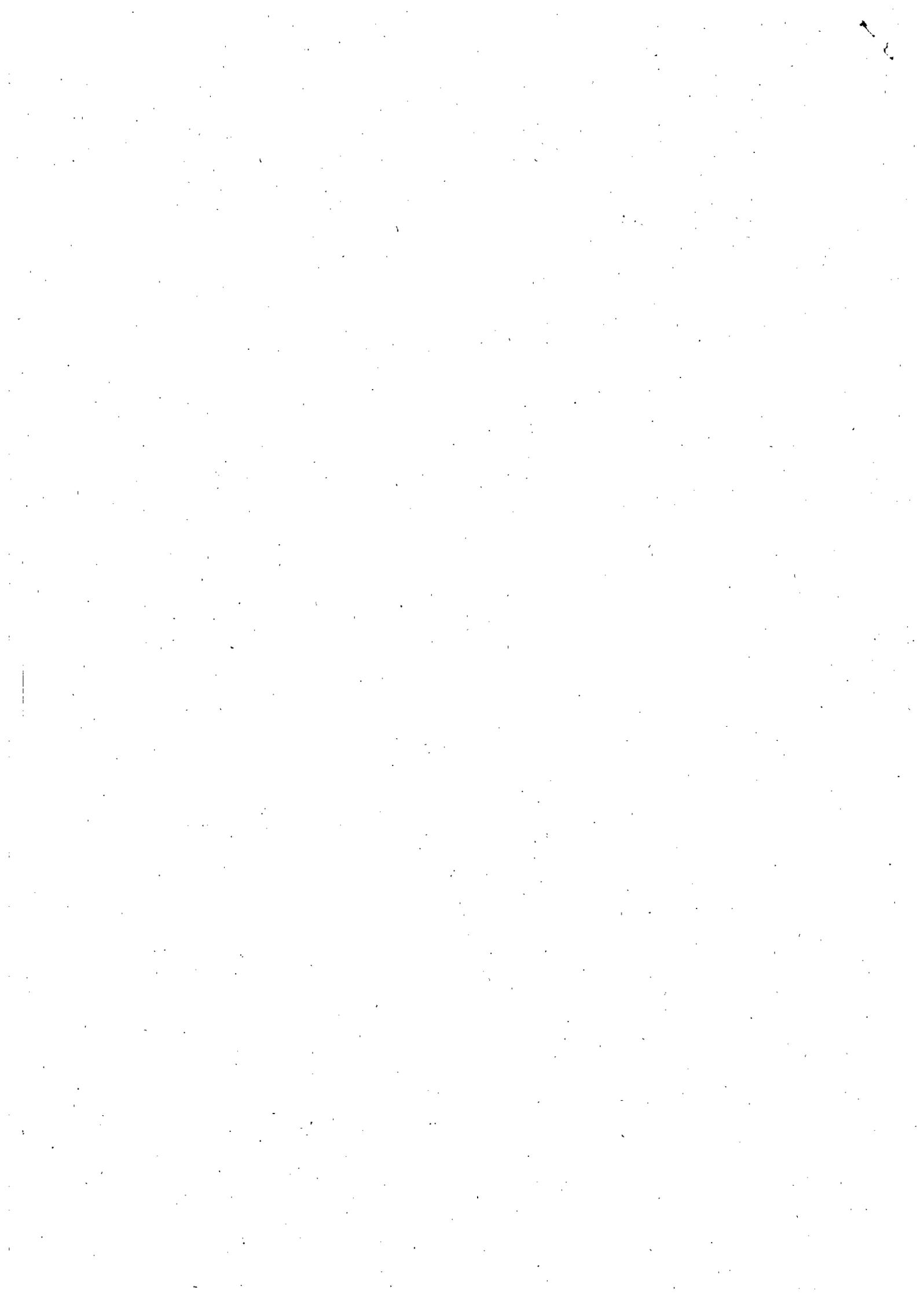


第35号議案 長崎市漁港管理条例の一部を改正する条例

	ページ
1 条例改正の概要	1
2 新旧対照表	2
3 参考資料	3～4

水産農林部

令和3年2月



1 条例改正の概要

(1) 改正する条例

長崎市漁港管理条例

(2) 改正内容

【漁港施設を占有することができる期間の延長】

改正前	改正後
1月（工作物の設置を目的とする占有にあっては、3年）を超えることができない。	10年を超えることができない。

長崎市漁港管理条例においては、長崎市が管理する漁港区域内に存する漁港施設における占有期間は1月（工作物の設置を目的とする占有にあっては、3年）を超えることができない旨を定めている。

今回、漁業者の減少などが進むなか、漁港施設の有効活用を推進することが重要な課題となっていることを背景とし、国から漁港施設における占有期間の定めについて、「10年以内」に延長するものとの技術的助言がなされた。

このため、長崎市においても、漁港施設の未利用地に関し、漁港の整備、利用及び保全に沿い、水産業の振興や地域振興に資する活用を推進するため、占有期間の延長を行うもの。

(3) 施行期日 令和3年4月1日

2 新旧対照表

(1) 長崎市漁港管理条例

現行	改正(案)
<p>(占用の許可等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の占用の期間は、<u>1月(工作物の設置を目的とする占有にあっては、3年)</u>を超えることができない。ただし、市長が、特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p>	<p>(占用の許可等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の占用の期間は、<u>10年</u>を超えることができない。ただし、市長が、特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p>

長崎市管理漁港 位置図



長崎市管理漁港 航空写真



①そとめ漁港(出津地区)



④沖の島漁港



⑨為石漁港



①そとめ漁港(黒崎地区)



⑤深堀漁港



⑩たちばな漁港(網場地区)



②相川漁港



⑥南風泊漁港



⑩たちばな漁港(戸石地区)



③かきどまり漁港(手熊地区)



⑦蚊焼漁港



③かきどまり漁港(福田地区)



⑧野野串漁港